制限する産業廃棄物処理施設の一覧表			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令			
番号	第7条	処 理 施 設 名	規模、処理能力 (いずれかに該当するもの)
対象外	第1号	汚泥の脱水施設	処理能力:10m ³ /日超
対象外	第2号	汚泥の乾燥施設	処理能力:10m³/日超
		汚泥の天日乾燥施設	処理能力:100m ³ /日超
1	第3号	汚泥の焼却施設(PCB汚染物、PCB処理物を除く)	処理能力∶5m ³ /日超
			処理能力:200kg/h以上
			火格子面積∶2m²以上
2	第4号	廃油の油水分離施設	処理能力:10m³/日超
3	第5号	廃油の焼却施設(廃PCB等を除く) -	処理能力: 1m³/日超
			処理能力:200kg/h以上
			火格子面積∶2m²以上
対象外	第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力:50m³/日超
対象外	第7号	廃プラスチック類の破砕施設	処理能力:5t/日超
4	第8号	廃プラスチック類の焼却施設(PCB汚染物、PCB処理物を 除く)	処理能力:100kg/日超
			火格子面積: 2m ² 以上
対象外	第8号の2	木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力:5t/日超
(5)	第9号	金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型 化施設	処理能力等の限定なし
6	第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	処理能力等の限定なし
7	第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分 解施設	処理能力等の限定なし
8	第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	処理能力等の限定なし
9	第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	処理能力等の限定なし
10	第12号の2	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む)又はPCB処理物の分解施設	処理能力等の限定なし
11)	第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	処理能力等の限定なし
12	第13号の2	産業廃棄物の焼却施設(上記①、③、④、⑨を除く)	処理能力:200kg/h以上
			火格子面積∶2m²以上
備考:網掛けの施設は制限対象外			